

分析項目の説明

1. 水素イオン濃度(pH)

酸性、アルカリ性の指標です。7を中性として、数字の低い方を酸性、高い方をアルカリ性として表します。一般的に環境水は、5.8～8.6の間にあり、水質汚濁法でも排水基準を5.8～8.6としています。

2. 生物化学的酸素要求量(BOD)

有機物の指標です。水中の有機物を分解するため微生物等が使った酸素の消費量で表します。数字が高いほど汚れ（有機物）が多いことになります。水質汚濁防止法で当該施設に係る基準値は、40mg/L、日間平均 30mg/Lです。

3. 化学的酸素要求量(COD)

CODも有機物の指標となります。BODは微生物の活動による酸素消費を表すのに対し、CODは薬品（酸化剤）による酸素消費を表します。やはり数字が高いほど汚れ（有機物）が多いことになります。水質汚濁防止法で基準値は定められていますが、CODは、湖沼及び海域にかかる項目であるため、当該施設への基準値適用はありません。

4. 浮遊物質(SS)

水中に浮遊している粒径 2mm 以下の粒子状物質を表します。数字が大きくなるほど濁りが多く外観が悪いことになります。水質汚濁防止法で当該施設に係る基準値は、50mg/L、日間平均 30mg/Lです。

5. 大腸菌群数

人や動物の糞便中に多く存在する大腸菌の他に、自然界に広く存在する糞便性由来でない菌も含まれている菌の汚染指標です。水質汚濁防止法で当該施設に係る基準値は、1000 個/mLです。

6. 溶存酸素量(DO)

水に溶けこんでいる酸素の量を表します。水中の汚れ（有機物）が多くなると、溶存酸素が低くなります。極端に低くなると通常の生物は生きられなくなります。この項目は水質汚濁防止法には該当しません。

7. 塩化物イオン(Cl)

塩素のイオン化したもので、一般に広く分布しています。排水処理でこの物質は分解されず安定しているため、希釈率等の把握に使われます。この項目も水質汚濁防止法には該当しません。

8. 窒素含有量

有機態及び無機態（アンモニア態、亜硝酸態、硝酸態）窒素の総量を表す。りと同様湖沼等では富栄養化による赤潮等の要因となっています。水質汚濁防止法では、**120mg/L**、日間平均 **60mg/L** と基準が定められていますが、この項目は湖沼及び海域に指定されているため当該施設に係る基準適用はありません。

9. りん含有量

有機態及び無機態りんの総量を表す。窒素と同様湖沼等では富栄養化による赤潮等の要因となっています。水質汚濁防止法では、**16mg/L**、日間平均 **8mg/L** と基準が定められていますが、この項目も湖沼及び海域に指定されているため当該施設に係る基準適用はありません。

10. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

環境基準に「亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の項目が追加されるに従って、水質汚濁防止法の排水基準に追加された項目となります。基準値は「アンモニア、アンモニウム化合物」の分析結果に **0.4** を乗し、その結果に「亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の分析結果を加えた数字が **100mg/L** 以下となっています。